◇日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三四一号）（国土交通省）

1　アメリカ合衆国によって、同国のために又は同国の管理の下に、公の目的で運航される航空機等に乗り組んでその運航に従事する者以外の者の行う当該航空機等の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為について、航空法第九九条の二の適用対象とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、平成二八年一二月二一日から施行することとした。

◇南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第三四二号）（内閣府本府）

1　南スーダン国際平和協力隊を置く期間を平成二九年三月三一日までとすることとした。（第一条関係）

2　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三条第五号ワに掲げる業務等に附帯する業務として、空路によりこれらの業務に従事する人員の輸送又はこれらの業務に必要な物資の補給を行う場合の国際平和協力手当の支給について改正することとした。（別表関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇国際水路機関条約の改正議定書（条約第一五号）（外務省）

この議定書は、国際水路機関（以下「機関」という。）に総会、理事会等を置くことにより、機関の組織を全面的に改正することを内容とするものであり、その概要は、次のとおりである。

1　海上における安全及び効率を促進し、並びに海洋環境の保護及び持続可能な利用を支援する権威のある水路機関になることという機関の将来像等を明確化する。（第一条関係）

2　水路業務に関する国際基準の確立等機関の目的を具体化する。（第二条関係）

3　機関の内部機関としての総会、理事会、財政委員会及び事務局を置くこと並びにそれらの構成及び任務について規定している。（第四条～第八条関係）

4　コンセンサス方式によって決定することができない場合の機関における意思決定手続について規定している。（第九条関係）

5　機関は、国際機関であってその利益及び活動が機関の目的に関連のあるものと協力することができる。（第一〇条関係）

6　機関の運営に関する細目は、一般規則及び財政規則で定め、これらの規則と条約とが抵触する場合には、条約が優先する。（第一一条関係）

7　機関は、法人格を有し、加盟国の同意を得ることを条件として、必要な特権及び免除を享受する。（第一二条関係）

8　分担金の払込みが二年間延滞している加盟国は、一定の制限を受ける。（第一四条関係）

9　条約の寄託者、加入手続、改正及びその効力発生並びに条約の廃棄手続について規定している。（第一五条及び第一七条～第一九条関係）

10　第一三回及び第一五回国際水路会議において採択された改正であって、効力を生じていないものは、今後効力を生じない。（第二〇条関係）

11　この議定書の効力発生について規定している。（末文関係）